

認定特定行為業務従事者認定証の登録事項変更、 再交付、認定辞退の申請方法について

1 認定特定行為業務従事者認定証の登録事項変更について

- 認定特定行為業務従事者は、次の事項に変更があった場合届け出てください。
 - ・申請者氏名
 - ・申請者住所
 - ・研修を修了した特定行為
- 必要書類及び留意事項
 - 【住所の変更】
 - ・認定特定行為業務従事者認定証変更届出書（様式7-1）
 - ・認定特定行為業務従事者認定証（写し）
 - ・住民票抄本
 - 【氏名又は研修を修了した特定行為の変更】
 - ・認定特定行為業務従事者認定証変更届出書（様式7-1）
 - ・認定特定行為業務従事者認定証書換え交付申請書（様式7-2）
 - ・認定特定行為業務従事者認定証（原本）
 - ・戸籍抄本又は喀痰吸引等研修の修了証明書（写し）

2 認定特定行為業務従事者認定証の再交付について

- 認定特定行為業務従事者認定証を紛失、汚損した場合再交付を申請してください。
- 必要書類及び留意事項
 - ・認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書（様式8）
 - ※ 汚損の場合は、認定証を添付し申請してください。
- 紛失した認定証を発見した場合速やかに返納してください。

3 認定特定行為業務従事者認定証の認定辞退について

- 認定特定行為業務従事者認定証を返納する場合、認定を辞退する日の一月前までに届け出てください。
- 必要書類及び留意事項
 - ・認定特定行為業務従事者認定辞退届出書（様式11）
 - ・認定特定行為業務従事者認定証（原本）

4 その他申請の際の留意事項

- 申請書類等の県への提出書類は、必ず写しをとり、問い合わせの際に対応できるようにしておくこと。

5 提出先・お問い合わせ先

- 住所
〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県福祉保健部 健康長寿推進課 介護サービス振興担当
- 電話
055-223-1455